

施設基準届出事項及び書面掲示事項等（令和7年5月末日時点）

施設基準届出事項

- 歯科初診料の注1に規定する施設基準
- 医療情報取得加算
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科疾患管理料の注4に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- 歯科訪問診療料の注15に規定する基準
- CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 酸素購入単価

書面掲示事項等

- 当院は保険医療機関です。
- 個人情報保護法を遵守しています。
問診票・診療録・検査結果・X線写真・歯型・処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。
- 通院困難な患者さんへ、在宅訪問診療を行っています。
- 新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い
新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヶ月以上を経過していなければ作製できません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。
- 当院では診療情報の文書提供に努めています。
- 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み
後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合には、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いが必要です。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、この限りではありません。
- 歯科初診料の注1に規定する基準
歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフが常駐しています。
- 医療情報取得加算
当院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。